

木更津市男女共同参画計画（第4次）令和3年度

資料4

II-1-(1)-① 審議会等委員への女性の参画状況調査表

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和4年3月31日 現在の状況				公募	女性委員1/5以上でない場合や公募していない場合は、その理由と今後の見込みなど
					設置・委嘱の有無	委員数	男性	女性		
1	秘書課	木更津市名誉市民審議会	木更津市名誉市民条例	10以内	×				×	
2	総務課	木更津市情報公開・個人情報保護審議会	木更津市情報基本条例	5	○	4	1	20.0%	×	開示請求に係る不服申立てに対する審査及び番号法に係る重点項目評価書の取扱いに関する意見を述べる等高度な専門性が要求されるため、公募が適さない。男女の区別なく委嘱しているが、適当な女性委員の該当がなかった。 今後も同様に男女の区別なく委嘱を行う予定である。
3	総務課	木更津市情報公開総合推進審議会	木更津市情報基本条例	15	○	12	3	20.0%	○	情報公開制度、個人情報保護制度及び会議公開制度のあり方について調査審議を行う附属機関であり、条例により学識経験者の委嘱及び公募による委員を委嘱するよう努めることが定められており、共に男女の区別なく委嘱をしている。団体推薦などあて職に依頼しており、女性の推薦がなかったため、女性委員の比率が低くなかった。今後も同様に委嘱を行う予定である。（学識経験者：個人依頼5名、団体推薦8名 公募：2名）
4	総務課	木更津市行政不服審査会	木更津市行政不服審査法施行条例	3	○	3	0	0.0%	×	審査請求に係る事件について調査審議を行う附属機関であり、高度な専門性が要求されるため、公募が適さない。男女の区別なく委嘱しているが、適当な女性委員の該当がなかった。今後も同様に委嘱を行う予定である。
5	危機管理課	木更津市防災会議	木更津市防災会議条例	40以内	○	34	6	15.0%	×	事業内容の専門性等から委員構成があて職となっており、公募は適さない。また、その職に女性が就いていないため、女性比率が低くなっている。 今後も女性の推薦について働きかけを継続していく予定である。

木更津市男女共同参画計画（第4次）令和3年度

資料4

II-1-(1)-① 審議会等委員への女性の参画状況調査表

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和4年3月31日 現在の状況				公募	女性委員1/5以上でない場合や公募していない場合は、その理由と今後の見込みなど		
					設置・委嘱の有無	委員数						
						男性	女性	女性比率				
6	危機管理課	木更津市国民保護協議会	木更津市国民保護協議会条例	35以内	○	23	4	14.8%	×	事業内容の専門性等から委員構成があて職となっており、公募は適さない。また、その職に女性が就いていないため、女性比率が低くなっている。今後も女性の推薦について働きかけを継続していく予定である。		
7	経営改革課	行政改革推進委員会	附属機関設置条例	15以内	○	8	1	11.1%	○	各団体へ委員の推薦依頼を行っているが、女性の推薦が無かった。公募については女性からの応募があり1名委嘱できた。委員改選時には、女性委員の推薦についてお願いすることとしたい。		
8	経営改革課	指定管理者候補者選定委員会	附属機関設置条例	9以内	○	8	1	11.1%	×	委員9名のうち4名を各団体へ委員の推薦依頼を行っているが、女性の推薦が無かった。委員改選時には、女性委員の推薦についてお願いすることとしたい。		
9	企画課	合併調査研究委員会	附属機関設置条例	30以内	×							
10	企画課	都市総合開発審議会	附属機関設置条例	25以内	×							
11	オーガニツクシティ推進課	木更津市男女共同参画推進委員会	附属機関設置条例	20以内	○	6	7	53.8%	○			
12	経営改革課	木更津市地域情報化推進ネットワーク本部	木更津市地域情報化推進ネットワーク本部設置要綱	10	○	7	1	12.5%	×	会議の内容から、有識者、ICT分野の専門家等から適任と思われる方を委員として選出しており、かつ、その候補者の中での女性数が少なかったため。		

木更津市男女共同参画計画（第4次）令和3年度

資料4

II-1-(1)-① 審議会等委員への女性の参画状況調査表

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和4年3月31日 現在の状況				公募	女性委員1/5以上でない場合や公募していない場合は、その理由と今後の見込みなど		
					設置・委嘱の有無	委員数						
						男性	女性	女性比率				
13	観光振興課	みなとまち木更津推進協議会	みなとまち木更津推進協議会規約	なし	○	11	1	8.3%	×	本協議会では、木更津市基本構想に掲げた「みなとまち木更津再生プロジェクト」の実現に向け、「みなと」と「街なか」に関わりの深い組織、市民団体等の方に委員を担っていただいている。これらの団体はほとんどが男性で構成されており、現状女性委員を1／3以上にすることができていない。また、これらの市民団体が行事の中心になって活動するため、公募の実施は難しい。今後、関係団体に適任な女性職員が在籍する場合は、積極的な委員登用を依頼するものといたしたい。		
14	市民課	住居表示審議会	附属機関設置条例	10以内	×							
15	保険年金課	国民健康保険事業の運営に関する協議会	木更津市国民健康保険条例施行規則	16	○	13	3	18.8%	○	協議内容の専門性等から、委員16名のうち14名は各団体からの推薦によるものであるが、女性の推薦は3名のみであった。また、2名の公募を実施したが、女性の応募はなかった。次回の委嘱の際は、積極的な女性の推薦を各団体へ働きかけた。（現在の委員の任期は令和元年5月1日から令和4年4月30日までである。）		
16	市民活動支援課	木更津市交通安全対策会議	交通安全対策基本法・木更津市交通安全対策会議条例	20以内	×							
17	子育て支援課	木更津市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法	18以内	○	8	9	52.9%	○			
18	健康推進課	木更津市献血推進協議会	木更津市献血推進協議会要綱	26	○	21	3	12.5%	×	事業内容の関係で、委員構成が医療、教育等の分野の団体の長に委嘱しているが、その職に女性が就いていないため。		
19	健康推進課	木更津市予防接種健康被害調査委員会	木更津市予防接種健康被害調査委員会規則	5	○	5	0	0.0%	×	事業内容の専門性等から委員構成があて職となつておらず、その職に女性が就いていないため。		

木更津市男女共同参画計画（第4次）令和3年度

資料4

II-1-(1)-① 審議会等委員への女性の参画状況調査表

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和4年3月31日 現在の状況				公募	女性委員1/5以上でない場合や公募していない場合は、その理由と今後の見込みなど		
					設置・委嘱の有無	委員数						
						男性	女性	女性比率				
20	健康推進課	木更津市健康づくり推進協議会	木更津市健康づくり推進協議会要綱	18	○	13	5	27.8%	○	事業内容の専門性等から委員構成があて職となっており、その職に女性が就いていないため。		
21	健康推進課	木更津市食生活改善センターの会	木更津市食生活改善協議会会則	49	○	0	25	100.0%	○			
22	スポーツ振興課	木更津市スポーツ推進審議会	木更津市スポーツ推進審議会条例	10以内	○	8	1	11.1%	○	10名中8名は団体からの選出であり、各団体の女性の割合が少ないため。2名は公募を行ったところ、女性の応募者がなかった。今後は委員の変更時に女性委員の推薦を働きかけるものとする。		
23	社会福祉課	木更津市民生委員推薦会	民生委員法	14	○	8	6	42.9%	×	木更津市民生委員推薦会規則第2条第2項の各号に掲げる者から委員を委嘱するため、公募しない。		
24	社会福祉課	木更津市福祉有償運送運営協議会	木更津市福祉有償運送運営協議会設置要綱	12以内	○	6	2	25.0%	×	委員については、学識経験者、市内タクシー業者、国土交通省関東運輸局千葉運輸支局の職員、有償運送経営代表等から委嘱しているため、公募しない。		
25	社会福祉課	木更津市地域福祉推進委員会	附属機関設置条例	20以内	○	13	5	27.8%	○			
26	障がい福祉課	障害福祉計画策定委員会	附属機関設置条例	12以内	×							
27	障がい福祉課	障害支援区分認定審査会	障害者総合支援法	10以内	○	6	4	40.0%	×	審査内容の専門性から、公募では対応できないため。今後も公募の予定はない。		
28	高齢者福祉課	木更津市老人ホーム入所判定委員会	附属機関設置条例	7以内	○	6	0	0.0%	×	関係機関へ委員の選出を依頼するため、性別を指定できない。		
29	介護保険課	木更津市介護保険運営協議会	附属機関設置条例	20以内	○	15	2	11.8%	○	関係機関へ委員の選出を依頼するため、性別を指定できない。 今後、公募や関係機関からの推薦状況によっては、女性の割合が1/5以上になる可能性もある。		

木更津市男女共同参画計画（第4次）令和3年度

資料4

II-1-(1)-① 審議会等委員への女性の参画状況調査表

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和4年3月31日 現在の状況				公募	女性委員1/5以上でない場合や公募していない場合は、その理由と今後の見込みなど		
					設置・委嘱の有無	委員数						
						男性	女性	女性比率				
30	介護保険課	木更津市介護認定審査会	木更津市介護保険条例	40以内	○	32	8	20.0%	×			
31	高齢者福祉課	木更津市地域包括支援センター運営協議会	附属機関設置条例	7以内	○	2	5	71.4%	○			
32	高齢者福祉課	木更津市在宅医療・介護連携推進協議会（平成28年度～）	木更津市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱	なし	○	16	12	42.9%	×	専門性が強い内容を検討するため、関係団体へ委員の推薦を依頼している。		
33	生活衛生課	市営霊園建設委員会	附属機関設置条例	12以内	×							
34	環境政策課	木更津市環境審議会	木更津市環境保全条例	18以内	○	13	5	27.8%	○			
35	まち美化推進課	木更津市廃棄物減量等推進審議会	木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	15以内	○	8	1	11.1%	○	女性の推薦や応募が少なかったため。		
36	農林水産課	木更津市農業振興地域整備促進協議会	附属機関設置条例	25以内	○	16	0	0.0%	×	各関係団体に対して、委員の推薦を依頼したところ、女性委員の推薦がなかつたため。		
37	地方卸売市場	地方卸売市場運営審議会	木更津市公設地方卸売市場条例	15	○	11	1	8.3%	×	事業内容の専門性等から委員構成があて職となっており、公募はしていない。 各関係団体に委員の推薦依頼をしたが、女性の推薦が少なかつたため。 推薦依頼時に、女性の推薦を働きかけたい。		
38	都市政策課	木更津市都市計画審議会	木更津都市計画審議会条例	13	○	11	2	15.4%	○	委員13名中、10名は団体からの推薦に基づき任命し、2名は役職に基づき任命しており、男女比を考慮した任命が難しい。 なお、事務局判断で任命している2名のうち、1名は女性委員としている。 公募委員1名については、女性委員の応募がなかつたため男性委員となつた。 今後も、事務局の判断で任命できる委員については、女性委員の比率を高めるよう努めたい。		

木更津市男女共同参画計画（第4次）令和3年度

資料4

II-1-(1)-① 審議会等委員への女性の参画状況調査表

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和4年3月31日 現在の状況				公募	女性委員1/5以上でない場合や公募していない場合は、その理由と今後の見込みなど		
					設置・委嘱の有無	委員数						
						男性	女性	女性比率				
39	住宅課	木更津市空き家等審議会	木更津市空き家等の適正な管理に関する条例	14以内	○	13	1	7.1%	×	各団体からの推薦により委員を決定している。今後は、女性を推薦していただくよう理解を求めていきます。		
40	住宅課	公営住宅建築委員会	附属機関設置条例	10以内	×							
41	建築指導課	木更津市建築審査会	建築基準法 木更津市建築審査会条例	5	○	4	1	20.0%	×	各専門の分野から委員を依頼しているが、女性が少ない分野からは登用が見込めない状況である。		
42	下水道推進室	木更津市下水道事業審議会	附属機関設置条例第3条	25以内	×							
43	下水道推進室	下水処理場漁業関係委員会	附属機関設置条例	9以内	○	8	1	11.1%	×	漁業について専門知識を有することが必要なため、公募は行っていない。 また、漁業関係に携わる団体の役職員及びそれに関する人員で構成しているため、現在、女性がこの職に就いているケースが少なく、登用が困難である。		
44	土木課	木更津市水防協議会	木更津市水防協議会設置条例	25以内	○	17	3	15.0%	×	委嘱基準となる木更津市水防協議会設置条例第3条第2項(1)関係行政機関の職員及び(2)水防関係団体の代表者は、充て職であり現在その職に就いている女性が少ない。また(3)の学識経験者を有するものは、該当がなかったため、女性委員の参画は難しいが、今後第3条第2項(3)の委員について、検討していきたい。 また、木更津市水防協議会設置条例に公募枠がないため、今後も公募の実施はしない。		
45	教育総務課	奨学事業運営審議会	木更津市奨学事業運営審議会設置条例	8	○	5	2	28.6%				
46	学校教育課	木更津市就学指導委員会	木更津市就学指導委員会規則	14以内	○	7	4	36.4%	×	審査内容の専門性等から、公募によって委員を選出することが難しいため。		

木更津市男女共同参画計画（第4次）令和3年度

資料4

II-1-(1)-① 審議会等委員への女性の参画状況調査表

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和4年3月31日 現在の状況				公募	女性委員1/5以上でない場合や公募していない場合は、その理由と今後の見込みなど		
					設置・委嘱の有無	委員数						
						男性	女性	女性比率				
47	学校教育課	木更津市立小学校及び中学校通学区域審議会	木更津市立小学校及び中学校通学区域審議会条例	15以内	×							
48	学校教育課	木更津市心の教育推進協議会	木更津市心の教育推進協議会規約第1条	17以内	○	7	10	58.8%	×	協議内容が「幼児・児童生徒」に関する部分が多くなるため、公募ではなく「小中学校関係者」「PTA関係者」「社会教育関係者」「子育て支援課」「学識経験者等」に委嘱している。		
49	学校教育課	木更津市立小中学校適正規模等審議会	木更津市立小中学校適正規模等審議会条例	12以内	×							
50	学校教育課	真舟小学校開校準備委員会	真舟小学校開校準備委員会設置規約	20以内	×							
51	生涯学習課	社会教育委員会議	木更津市社会教育委員に関する条例	18	○	10	8	44.4%	×	木更津市社会教育委員に関する条例の根拠法令である社会教育法第17条第2項において「教育委員会の諮問に応じ、これに対し、意見を述べること」とあり社会教育に関する一定の見識が求められることから、公募は行っていない。また、上記の理由から今後も公募の予定はない。		
52	生涯学習課	生涯学習推進協議会	木更津市生涯学習推進協議会設置要綱	14	○	9	3	25.0%	×	各種団体から推薦により男女の区別なく適任者を委嘱している。 また、上記の内容から今後も公募の予定はない。		
53	生涯学習課	青少年問題協議会	木更津市青少年問題協議会設置要綱	21	○	19	2	9.5%	×	木更津市青少年問題協議会設置条例の根拠法令である地方青少年問題協議会法第2条第1項において「青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。」とあることから、高度な専門性が求められるため、公募は行っていない。 また、上記の内容から今後も公募の予定はない。		

木更津市男女共同参画計画（第4次）令和3年度

資料4

II-1-(1)-① 審議会等委員への女性の参画状況調査表

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和4年3月31日 現在の状況				公募	女性委員1/5以上でない場合や公募していない場合は、その理由と今後の見込みなど		
					設置・委嘱の有無	委員数						
						男性	女性	女性比率				
54	文化課	木更津市文化財保護審議会	木更津市文化財保護条例第17条	5	○	3	2	40.0%	×	専門性が必要であり、学識経験のある適任者を選定し、委嘱しているため、公募していません。		
55	文化課	木更津市史編集委員会	附属機関設置条例	10以内	○	6	4	40.0%	×	専門性が必要であり、学識経験のある適任者を選定し、委嘱しているため、公募していません。 引き続き、女性の適任者の候補者選定に配慮します。		
56	学校給食課	木更津市学校給食費検討委員会	木更津市学校給食費検討委員会条例	10以内	×							
57	まなび支援センター	青少年指導関係運営協議会	木更津市まなび支援センターの設置及び管理に関する条例	15以内	○	8	6	42.9%	×	協議内容の専門性等から公募はしていない。		
58	図書館	図書館協議会	木更津市立図書館設置及び管理条例	10以内	○	3	7	70.0%	×	木更津市立図書館設置及び管理条例第9条の根拠として、図書館法施行規則第12条に図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるうえで、参酌すべき基準として「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する」と規定されていることから公募は適さない。なお、委員の任命については、各団体に女性の積極的参加を呼びかけるなど努める。		

木更津市男女共同参画計画（第4次）令和3年度

資料4

II-1-(1)-① 審議会等委員への女性の参画状況調査表

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和4年3月31日 現在の状況				公募	女性委員1/5以上でない場合や公募していない場合は、その理由と今後の見込みなど		
					設置・委嘱の有無	委員数						
						男性	女性	女性比率				
59	木更津市郷土博物館金のすず	木更津市郷土博物館金のすず協議会	木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例	10以内	○	5	1	16.7%	×	「木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例」の根拠法である博物館法の第20条に「博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする」とあることから、その構成員には高度な専門性が求められるため、公募は適さない。女性の適任者を4割以上選定できなかったため、次回委嘱時期に女性委員数が増えるように候補者を選定したい。		
60	中央公民館	公民館運営審議会	木更津市立公民館設置及び管理運営条例	20	○	13	7	35.0%	×	委員の推薦については地区推薦となるため固れない部分があったが、事務局として女性の推薦を促した結果、令和3年度の改選より女性委員の比率が1/3以上となった。		
61	選挙管理委員会	木更津市明るい選挙推進協議会	木更津市明るい選挙推進協議会規約	30以内	○	6	6	50.0%	×	木更津市明るい選挙推進協議会規約第5条の規定により、市内に所在する公私の団体の有識者及び学識経験者をもって構成するため、関係者からの推薦により委嘱している。活動内容上、政党等に所属しておらず政治的に中立・公平の立場であることが求められるため公募は適さない。また、今後も公募の予定はない。		
62	自立支援課	木更津市自殺対策連絡協議会	木更津市自殺対策連絡協議会設置要綱	15以内	○	9	4	30.8%	×	設置の目的の1つが関係機関及び民間団体等の相互の密接な連携の確保であるため公募はしていないが、協議会を運営していくなかで必要性があれば、今後検討ていきたい。		

木更津市男女共同参画計画（第4次）令和3年度

資料4

II-1-(1)-① 審議会等委員への女性の参画状況調査表

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和4年3月31日 現在の状況				公募	女性委員1/5以上でない場合や公募していない場合は、その理由と今後の見込みなど		
					設置・委嘱の有無	委員数						
						男性	女性	女性比率				
63	都市政策課	木更津市景観推進審議会	木更津市景観条例	10	○	8	2	20.0%	○	委員10名中、4名は団体からの推薦に基づき任命し、2名は役職に基づき任命しており、男女比を考慮した任命が難しい。なお、事務局判断で任命している2名のうち、1名は女性委員としている。公募委員1名も女性委員としている。今後も、事務局の判断で任命できる委員については、女性委員の比率を高めるよう努めたい。		
64	市民活動支援課	木更津市協働のまちづくり活動支援事業選考会	木更津市協働のまちづくり活動支援金交付要綱	20以内	○	9	3	25.0%	○			
65	市民活動支援課	木更津市市民活動支援センター運営協議会	木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例	10以内	○	7	3	30.0%	○			
66	農林水産課	木更津市食育推進協議会	木更津市食育推進協議会設置要綱	20以内	○	11	8	42.1%	×	各団体へ委員の推薦依頼を行っているが、公募について今後検討したい。		
						53	###	###	0.28418	17		
						746		公募を行っている審議会の割合 17/53				
						女性比率						